平成２９年（フ）第１１８１号
京都市西京区樫原盆山20番地５
債務者　喜屋武　緑
１　決定年月日時　平成29年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１２７２号
京都府木津川市兜台１丁目２番地　高の原駅西団地８―203号
債務者　森村　欣司
１　決定年月日時　平成29年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１２７３号
京都府木津川市兜台１丁目２番地　高の原駅西団地８―203号
債務者　森村　潤子
１　決定年月日時　平成29年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第３２０号
奈良市宝来４丁目27番28―103号
債務者　吉川　祐司
１　決定年月日時　平成29年12月７日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第４４号
鳥取県倉吉市伊木171番地２　田中アパート９号
債務者　亀井　靖人
１　決定年月日時　平成29年12月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２９年（フ）第８７号
広島県尾道市新高山３丁目1170番地110　２―305号
債務者　石田　晴敏
１　決定年月日時　平成29年12月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２９年（フ）第２１９号
徳島県徳島市応神町古川字東135番地の５
債務者　沢田　和代
１　決定年月日時　平成29年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２５６号
愛媛県東温市田窪2230番地２
債務者　桐本　貴裕
１　決定年月日時　平成29年12月８日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２５９号
愛媛県上浮穴郡久万高原町上野尻甲575番地２　共同生活介護事業所あさひ　ひまわり
債務者　東　勇一郎
１　決定年月日時　平成29年12月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２６９号
愛媛県松山市東石井７丁目２番61号　メゾン８　101号
債務者　浅井　弓惟
１　決定年月日時　平成29年12月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２７８号
愛媛県松山市衣山２丁目５番４号
債務者　谷岡　実穂
１　決定年月日時　平成29年12月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２８８号
愛媛県松山市萱町６丁目130番地１　ソラール萱町102号
債務者　大西　文博
１　決定年月日時　平成29年12月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第８５号
福岡県田川市大字伊田1125番地８、前住所福岡県飯塚市川島705番地　アメニティ川島205
債務者　小松　哲也
１　決定年月日時　平成29年12月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２９年（フ）第４７９号
鹿児島県鹿児島市光山２丁目29番１号
債務者　加藤チヨ子
１　決定年月日時　平成29年12月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第４８１号
鹿児島県鹿児島市谷山中央２丁目4457番地２谷山ハイツ301号
債務者　川口　優子
１　決定年月日時　平成29年12月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第５０２号
鹿児島県鹿児島市原良５丁目５番２号　けんハウス101号
債務者　原口　信子
１　決定年月日時　平成29年12月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第１０４号
鹿児島県姶良郡湧水町川添1883番地
債務者　下園　勝也
１　決定年月日時　平成29年12月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係